

議案第12号

日野町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月3日提出

日野町長 景山 享弘

日野町職員等の旅費に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

- ・内国旅行の日当額を払わないことを更に1年間適用させるもの。

2 改正内容

- ・日当の額に関する規定を更に1年間適用させない。(附則第16項)

3 附則

- ・平成29年4月1日から施行する。

日野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員等の旅費に関する条例（昭和46年日野町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～15 略 <u>16 この条例の内国旅行にかかる日当の額については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、適用しない。</u>	附 則 1～15 略

附 則
この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。